

特定非営利活動法人 寝屋川ラグビークラブ  
役員報酬規程、職員給与規程

- 第1条 寝屋川ラグビークラブの役員報酬および職員給与は支給しない。  
第2条 寝屋川ラグビークラブの役員および職員退職金は支給しない。  
第3条 この規程の改正は、総会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は平成25年4月1日より施行する。

特定非営利活動法人 寝屋川ラグビークラブ  
理事長 上野 詔奉

